

令和3年度 第2回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和3年5月14日(木) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和3年度第1回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第1号 専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命)の承認について 日程第4 同意第11号 清須市社会教育委員の委嘱について 日程第5 同意第12号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について 日程第6 同意第13号 清須市立小中学校学校評議員の委嘱について 日程第7 同意第14号 清須市立幼稚園評議員の委嘱について 日程第8 議案第4号 清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 日程第9 議案第5号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 堤 忠 正 委 員 高 山 智 司 委 員

## 議事の経過

### ○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。  
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和3年度 第2回清須市教育委員会定例会を開催いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。  
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、堤委員と高山委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 第1回定例会会議録の承認について

齊藤教育長	日程第2、第1回定例会会議録の承認についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 (学校教育課長 挙手) 学校教育課長。
学校教育課長	はい。学校教育課長の吉野でございます。 それでは、お手元の令和3年度第1回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。 表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和3年4月1日、木曜日、午前10時45分開会で行いました。 出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でございます。 日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2の令和2年度第12回定例会会議録の承認から日程第15の清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案まで、それぞれ同意又は議決をいただき、会議録として、まとめさせていただきました。1ページから13ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。
齊藤教育長	これより質疑を行います。質疑はありますか。 (委員より、「なし。」の声あり) 質疑なしと認めます。 これより、採決を行います。第1回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 [全員挙手] 挙手全員です。従って、第1回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。 この定例会閉会后、福田委員と後藤委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第1号 専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命)の承認について

齊藤教育長	日程第3、専決第1号、専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命)の承認についてを議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 (学校給食センター管理事務所長 挙手) 学校給食センター管理事務所長。
学校給食センター管理事務所長	はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。 専決第1号、専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年5月13日提出。

清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

3年専決第1号、専決処分書。清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱、又は任命について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和3年5月12日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください。今回、委嘱又は任命する委員の一覧になります。各学校、幼稚園の代表、PTAの代表、その他学校給食主任、保育園保護者会連絡協議会、関係行政機関として愛知県清須保健所長など21名の方を委員に委嘱、又は任命するものです。

任期は令和3年5月12日から令和4年5月11日までの1年になります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第1号、専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱、又は任命)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第1号、専決処分した事件(清須市学校給食センター運営委員会委員の委嘱、又は任命)の承認については、原案のとおり承認されました。

齊藤教育長

#### 日程第4 同意第11号 清須市社会教育委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第4、同意第11号、清須市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

同意第11号、清須市社会教育委員の委嘱について。清須市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育委員条例第4条第1項の規定により、清須市社会教育委員を委嘱するために必要があるからです。

1ページおめくりください、委嘱者の一覧になります。

任期といたしましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第11号、清須市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第11号、清須市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第5 同意第12号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第5、同意第12号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

同意第12号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について。清須市社会教育施設運営委員会委員に別紙の者を委嘱する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育施設運営委員会条例第3条第2項の規定により、清須市社会教育施設運営委員会委員を委嘱するために必要があるからです。

1ページはねてください。委嘱者の一覧になります。

任期といたしましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第12号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第12号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第13号 清須市立小中学校学校評議員の委嘱について

齊藤教育長

日程第6、同意第13号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第13号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱について。清須市立小中学校学校評議員に別紙の者を委嘱する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校学校評議員要綱第2条第2項の規定により、清須市立小中学校学校評議員を委嘱するために必要があるからです。

1ページめくっていただきまして、委嘱者一覧表でございます。要綱上、開かれた学校づくりを推進していくために、学校が保護者及び地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるよう評議員を置くこととしております。評議員は各校4名以内とされており、校長から推薦を受けた方々、小学校につきましては30名、中学校につきましては、16名の合計46名を委嘱するものであります。

任期につきましては、令和3年5月13日から令和4年3月31日までであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第13号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第13号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第7 同意第14号 清須市立幼稚園評議員の委嘱について

齊藤教育長

日程第7、同意第14号、清須市立幼稚園評議員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第14号、清須市立幼稚園評議員の委嘱について。清須市立幼稚園評議員に別紙の者を委嘱する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立幼稚園評議員設置要綱第2条第2項の規定により、清須市立幼稚園評議員を委嘱するために必要があるからです。

1ページめくっていただきまして、委嘱者一覧表であります。要綱上、開かれた幼稚園づくりを推進していくために、評議員を置くこととしております。評議員は2名以内とされており、園長から推薦を受けた方々を委嘱するものであります。

任期につきましては、令和3年5月13日から令和4年3月31日までであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第14号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第14号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第4号 清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

齊藤教育長

日程第8、議案第4号、清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の浅野でございます。

議案第4号、清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、春日B&G体育館の利用申請日の変更に伴い、清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を整備する必要があるからです。

一枚おめくりください。改正文となります。第2条は、語句の訂正となり第4条は、語句の一部を削除するものです。春日B&G体育館では、利用しようとする日の属する3ヶ月前の初日に1ヶ月分をまとめて利用申請が可能でした。申請については、先着順となっており、予約のために早朝から列ができる等、徐々にエスカレートしてきたため、激化している競争を緩和するために、3ヶ月前の同日とするよう規則を改正するものです。規則は即日公布し、周知期間を設けて、施行は令和3年7月1日となります。以上となります。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第4号、清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、原案

のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第4号、清須市春日B&G体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第5号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂について

齊藤教育長

日程第9、議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の西尾でございます。

議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂について。

上記の議案を提出する。令和3年5月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市内小中学校における適切な部活動の運営と指導等について、部活動の本来の意義を踏まえた上で、児童生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に資するものとなるよう総合的な指針を見直す必要があるからです。小学校の部活動のあり方については、西春日井地区の校長先生においても話し合われております。その結果、小学校につきましては、今年度より平日は、週2日程度の練習、長期休業中の練習は行わない。週休日は、原則として練習は行わないことが取り決められました。そのため、本市のガイドラインも変更するものです。ガイドラインの2～3ページの部分が今回改正した部分であります。見え消しの部分のように今回、改訂する予定です。以上となります。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第5号、清須市清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの改訂については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。  
これで、令和3年度 第2回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前9時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 堤忠正

署名委員 高山智司